

外国の大学が行うオンライン授業及び本学授業の履修について（教養学部後期課程）

東京大学学部通則が改正され、日本国内にいながら外国の大学が提供する通信教育を履修し単位を取得した場合に、学部の単位として認定が可能となりました。あわせて、留学により海外渡航中の学生や国際交流協定により受入れた外国の大学の学生が渡日せず、本学のオンライン授業を外国に滞在したまま履修することが可能となりました。

これを踏まえ、教養学部後期課程においては、下記のとおり東京大学教養学部便覧Ⅱ（後期課程）に掲載している「5. 留学及び休学期間中の海外修学について」を改正し、あわせて、「外国の大学が行うオンライン授業及び本学授業の履修についての申し合わせ」を制定しましたのでお知らせいたします。

- [「5. 留学及び休学期間中の海外修学について」（ファイル）](#)
- [「外国の大学が行うオンライン授業及び本学授業の履修についての申し合わせ」（ファイル）](#)

この取り扱いは、2021年A semester（別紙1. 表中のb.に掲げるオンラインサマープログラム等については2021年9月以降に開始されるもの）からの適用となります。実際の履修にあたっての手続きは別紙の1～3を参照ください。

別紙

1. 外国の大学が行うオンライン授業の履修の手続きについて

実際に海外の大学のオンライン授業を履修する際には、下記の「外国の大学が行うオンライン授業の履修許可願」及び受入許可書等を、学科長（分科長）及びコース主任の許可を得たうえで、教務課後期課程チームに提出してください。（具体的にオンライン授業を履修する科目が決まってからの提出で差支えありません）

- [「外国の大学が行うオンライン授業の履修許可願」](#)
- 「プログラム（オンライン履修）受入許可書等」

【注意事項】

※本学授業と履修時期が重なる場合は、履修時間帯の重複や、過度なスケジュール設定のないように厳に留意してください。

※プログラムによる手続きの要否は下記の表を参考にしてください。

	オンライン履修許可願の要否	単位認定の申請
a. 交換留学の枠組み（学生交流覚書）により提供されるオンライン授業（注1）。渡航が制限された場合の代替措置も含む	単位認定の申請予定の有無にかかわらず、オンライン履修許可願を提出してください。	可
b. オンラインサマープログラム等で単位が付与されるもの（注2）	単位認定の申請予定がある場合は、オンライン履修許可願を提出してください。	可
c. オンラインサマープログラム等で単位が付与されないもの	不要	否

注1) 本学が国際交流協定を結んでいる大学が主催するものであっても、本学を介さずに個人で応募・参加したオンライン授業は、申し合わせの対象とはなりません。

注2) b)には AEARU Global Learning Initiatives Program 等の、a)の枠組みではないが、大学間の国際ネットワークなどに基づき、本学が募集するプログラムを含みます。

※「留学及び休学期間中の海外修学について」の「(3) 休学期間中の海外修学において取得した単位の扱い」は、実際に海外の教育施設において修学するため休学が許可された場合の取り扱いです。外国の大学のオンライン授業を日本で受講するために休学することはできません。

2. 1. により取得した単位を、本学部の単位として認定を申請する手続きについて

留学先等で取得した単位について、単位振替認定の受付を年に2回行いますので、後期課程ホームページに掲げる手続きを所定の期間に行ってください。

3. 海外の大学に実際に渡航して留学中に、本学のオンライン授業を履修する手続きについて

渡航が決まり次第、留学手続き（留学許可願、海外渡航審議依頼書、海外渡航誓約書の提出）を後期課程ホームページの案内を参照し遅滞なく行ってください。

渡航後、本学のオンライン授業を履修する場合は、UTASにて履修登録期間に履修登録をしてください。特に様式はありませんが、必ず事前に所属コース主任の承諾を得てください。本学のオンライン授業との履修時間帯の重複や、過度なスケジュール設定のないように厳に留意してください。